

別子鉱山史の留意点－追加9

令和6年10月22日 坪井利一郎

吉左衛門

左衛門、右衛門、兵衛、右近、左近、左京、右京、太夫などは、律令官職名からきている。鎌倉後期から、実名を名乗れなかった百姓が仮名^{けみょう}、通称に官職名を使いはじめ、江戸時代には全国的になる。住友吉左衛門の名は、「吉+左衛門」の「吉+官職名」で構成されている。

(網野善彦「日本の歴史をよみなおす」ちくま学芸文庫)

井桁マーク

住友家が井桁のマークを使い始めた時期は、桃山安土時代の天正18年(1590)までさかのぼることができる。井桁は井戸の口の縁としての「井桁」を図案化した伝統的な紋の一つであった。「泉貨」とかけて、金運の象徴として多くの商人に好まれ使用されていた紋であった。そういう経緯もあって、明治18年(1885)2月13日付けで、住友吉左衛門が丁銅の商品商標として出願したのは、井桁に住友の文字が伴っていた。同年6月5日に登録商標第92号となった。住友井桁としてサイズ規定がされたのは大正2年(1913)4月、登録商標第64778号である。

(友利昂「江戸・明治のロゴ図鑑」作品社)

杉本助七の末裔

元禄7年の別子大火災で殉職した支配人の杉本助七の末裔の勘七は、心齋橋で「おしろい屋いづかん」の主人になって、春の「家長誕辰の宴会」に黒紋付に仙台平の袴で出席するのが、川田順の「住友回想記－前編」の「譜代の家来」の中に書かれている。

銅の精錬に際して副産物として亜鉛が生成される。亜鉛は白粉の原料であったので、住友家では別子銅山の支配人として仕えていた杉本家に融通し、井桁のマークの商標を用いた白粉の販売を許可していた。杉本の屋号「泉屋勘七」も住友家の屋号「泉屋」から採られている。亜鉛を用いた白粉は鉛中毒による健康被害をもたらすことが分かり社会問題化する。明治33年(1900)、規制強化されると無鉛白粉が主流となる。後には製造販売が禁止される。

(友利昂「江戸・明治のロゴ図鑑」作品社)

日本銅

出島からの日本銅は東南アジアでオランダ東インド会社の貿易を支えた。やがてインド、ペルシア、アラビアへと広まる。アムステルダムへは元和9年(1623)に入る。日本銅が出始めたのを警戒して、スウェーデンはアムステルダムの銅市場へ計画輸出に切り替える。明暦3年(1657)スウェーデンはデンマークと戦争になると銅市場へは多くを輸出しなくなる。アダムスミスは「国富論」第1篇第11章第2節で「日本の銅価格は、ヨーロッパの銅山の銅価格に対して、必ず何等か影響を持っている」と述べている。